

【 記 載 例 】

給与支払報告書(総括表)

指 定 番 号
70010001

(宛先)津島市長 令和〇年 月 日提出

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで													
給与支払者の個人番号又は法人番号	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4	4	3	〔個人番号は右詰で記載してください。〕
フリガナ	力)カモリ										事業種目	製造業		
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 神守										受給者員	101 人		
フリガナ	ツシマシカモリチョウアザゴタンダ2パンチ										津島市への報告人員	特別徴収対象者	44 人	
同上の所在地	〒496-0005 津島市神守町字五反田2番地											普通徴収対象者(退職者)	8 人	
連絡先	課名	人事部										普通徴収対象者(退職者を除く)	13 人	
	氏名	津島 太郎										報告人員の合計	65 人	
	電話番号	0567-××-△△△△(内線:2204)												
特別徴収関係書類の送付先	〒 (電話)										納入書の送付	必要・不要		

← 今年度の、1月1日現在の全従業員数

← 翌年度6月以降に給与から特別徴収する人数

← 翌年度6月以降に給与から特別徴収できない人数(退職者)

← 翌年度6月以降に給与から特別徴収できない人数(退職者を除く)

← 津島市へ提出される給与支払報告書(個人別明細書)の人数

← 特別徴収税額の納入書を送付する必要がある場合は「必要」を、必要がない場合は「不要」を、○で囲む

※雇用形態に関わらず、地方税法第321条の3第1項に基づき、原則として特別徴収とさせていただきます。 提出期限 令和〇年1月31日

- 記載要領
- この給与支払報告書(以下「支払報告書」という。))は、地方税法第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
 - 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のある者は、次により関係市町村に提出してください。
 - (イ)1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - (ロ)給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなった者(以下「退職者」という。))退職した年の翌年の1月31日まで
 - 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。))又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。))を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
 - 「連絡先」欄には、この支払報告書について応答する者の課名、氏名及びその電話番号を記載してください。
 - 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
 - 「津島市への報告人員」欄には、「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人員を「報告人員の合計」に、その内訳を「特別徴収対象者」、「普通徴収対象者(退職者)」及び「普通徴収対象者(退職者を除く)」に延べ人数で記載してください。
 - 「納入書の送付」欄には、特別徴収税額の払込みの際に納入書を使用する場合は「必要」を、使用しない場合は「不要」を丸で囲んでください。
 - 「特別徴収関係書類の送付先」欄には、送付先の新規設定又は変更がある場合のみ記載してください。

総括表の報告人員と個人別明細書の数は必ず一致させてください

給与支払報告書の作成・提出におけるご注意

給与支払報告書は、個人市・県民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、正しく記入のうえ、必ずご提出ください。

なお、個人別明細書の記載内容(1月1日現在住所・氏名・フリガナ・生年月日や各種控除、就・退職年月日、摘要欄(前職給与支払額など記載事項))に誤りがないよう、十分ご注意ください。

また、新年度の様式で作成していただくようお願いします。

送付先の新規設定又は変更がある場合

事業所の所在地とは異なる住所へ特別徴収関係書類の送付を希望する場合、又は以前の送付先から変更が生じた場合は、総括表の「特別徴収関係書類の送付先」欄に記載してください。

通常通り「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出していただいてもかまいません。

※「特別徴収義務者の所在地・名所等変更届出書」の様式につきましては、当市ホームページ「個人住民税特別徴収届出書」からダウンロードすることができます。

津島市への給与支払報告書の提出対象者

前年中に支払った給与について、給与支払額の多少にかかわらず、次のいずれかに該当する、すべての従業員等(短期雇用者、アルバイト・パート、役員等を含む)の給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)を作成のうえ、提出してください。

また、普通徴収の対象要件に該当する従業員等を除き、すべての従業員等を特別徴収の対象として提出してください。

- ・毎年1月1日現在の在職者のうち、同日現在に津島市にお住まいの方
- ・前年中の退職者のうち、退職日現在に津島市にお住まいの方

給与支払報告書の電子提出の義務化について

提出する年の前々年において、津島市以外の市町村にお住まいの従業員を含め、税務署へ提出した所得税の源泉徴収票の合計枚数が100枚以上であった場合、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

(例)令和5年1月に提出する給与支払報告書の場合、令和3年中に税務署に提出した所得税の源泉徴収票の合計枚数が100枚以上であった場合が、電子申告等による提出義務の対象になります。

■ 送付(郵便・信書便)による提出の場合

送付(郵便・信書便)により紙面の給与支払報告書を提出する場合は、給与支払報告書に「普通徴収切替理由書 兼 仕切紙」を添付して提出してください。なお、「普通徴収切替理由書 兼 仕切紙」の添付がない場合は、すべての従業員等が特別徴収の対象とさせていただきますのでご注意ください。

普通徴収切替理由書 兼 仕切紙

給与支払報告書(総括表)の「津島市への報告人員」「普通徴収対象者」の合計と一致するようにしてください。

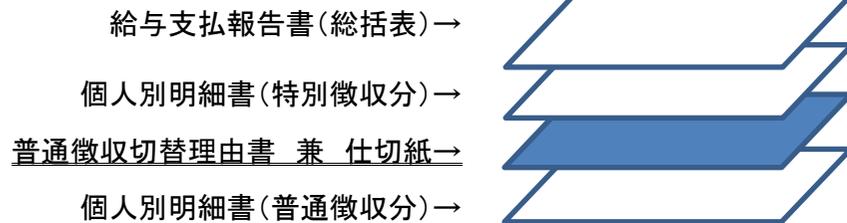
→ 普通徴収者 21 人
(個人で市・県民税を納入する人・・・退職者・乙欄等)

■ 給与支払報告書提出後に普通徴収の対象要件に該当した場合

給与支払報告書の提出後に、退職等により普通徴収の対象要件に該当した従業員等については、4月末日までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
提出された給与所得者異動届出書に基づき、普通徴収(本人納付)へ切り替え、退職者等へ納税通知書を送付します。

・普通徴収となる方については、以下の中から当てはまる事由を選び、個人別明細書の摘要欄に該当する符号を記入してください。

【提出書類の並べ方】



(符号)

普A	退職者又は退職予定者	8 人
普B	給与の支払が不定期な方	6 人
普C	給与の支払が少なく税額が引ききれない方	人
普D	他の事業所で特別徴収されている方	7 人
普E	総受給者数(退職者を除く)が2人以下	人

※該当する事由がない方については、地方税法第321条の4に基づき、原則として特別徴収とさせていただきます。

※普通徴収該当者がいない場合は仕切紙を添付する必要はありません。